

希望に応じた措置と誤嚥事故

今回は、誤嚥事故により死亡された利用者に対する慰謝料額について判断を示した裁判例をご紹介したいと思います。

紹介する裁判例は大

阪高裁平成25年5月22日判決です。

有料老人ホームの入居者が居室

での食事を希望された

ので、食堂ではなく居

室で食事を提供したと

ころ、入居者が誤嚥。

窒息死してしまい、遺

族の方が損害賠償請求

をしたという事案で

す。食事の際の見守り

が十分でなかつた点

や、職員の配置が法令

の基準を満たしていない

かったことに加え、誤

嚥のおそれがあると認

められていた入居者の
そばにナースコールを
設置していなかつたこ
とが得られたであるう逸
失利益を請求するので
はなく、死亡による慰
謝料を中心に請求しま
した。

高齢者の場合、逸失
利益が高額になるとは
想定しがたく、請求す

介護施設を取り巻く 法律問題の今

となどから事業者の責
任が認められていま
す。

遺族の方々は、入居
者の方にとつての損害
としてもし生きていた

る損害賠償の内容も慰
謝料が中心となる傾向
にあります。死亡慰

謝料として請求した額
は1500万円と高額
でした。

事業主は、遺族の方
からは誤嚥に関する申
し送りなどがなく、配
慮することが困難であ
ったことなどを理由
に、過失相殺により賠
償額が減額されるべき
であることなどを主張
しましたが、裁判所は
遺族の過失とまでは認
めませんでした。

そして、慰謝料額と
しては、亡くなられた
本人の死亡慰謝料とし
て1000万円が認めら
れました。死亡慰謝
料について、交通事故
の場合は、2000万
円程度の金額が認めら
れることが多いことと
比較すると若干低い額
にはなっているもの

です。食事の際に、入居
者の方々は、入居
室での食事を実現した
こと、誤嚥についての
申し出がなされていな
かったことは過失とま
では言えないが減額事
由にはなりうこと、
年齢や病状などが挙げ
られています。

誤嚥事故は、高齢者
介護において非常に危
険かつ頻度も高い事故
の一つであり、これを
防止する施策をとつて
おぐことは必須といえ
ます。



家永 獣

【プロフィール】
不動産、企業法務関
連の法律業務、財産管
理、相続をはじめとする
介護事業、高齢者関
連法務が得意分野。
介護業界、不動産業
界でのトラブル対応と
その予防策についてセ
ミナーや執筆も多数。